

# 子育て支援制度 ハンドブック



## 月形町

月形町保健福祉課

令和7年4月発行

# 目 次

1	妊娠期の手続き・支援	1
1-1	「母子健康手帳」の交付	1
1-2	妊婦のための支援給付交付金事業について	1
1-3	不妊治療等助成事業について	2
1-4	不育症治療費助成事業について	2
1-5	「妊産婦健康診査」	3
1-6	「新生児聴覚検査費助成事業」	4
1-7	「1か月児健康診査」	5
1-8	「プレママクラブ」	5
1-9	「子育て世代包括支援センター」	5
1-10	歯科健診助成事業について	6
1-11	産婦人科・小児科オンライン相談について	6
2	出産後の手続き・支援	7
2-1	「出生届」の提出	7
2-2	「乳幼児等医療費助成事業」	7
2-3	「乳幼児等医療機関通院交通費助成事業」	7
2-4	「出産育児一時金」の申請について	8
2-5	「児童手当」の認定請求について	8
2-6	令和6年10月支給分からの児童手当制度について	9
2-7	「先天性股関節脱臼検査助成」	10
2-8	「すくすくコール」	10
2-9	「赤ちゃん訪問」	10
2-10	「産後ケア事業」	11
3	健診・予防接種	12
3-1	「健康診査」・「健康相談」	12
3-2	「予防接種」について	13
3-3	「乳幼児等法定予防接種通院交通費助成事業」	14
4	あそびの広場・教室	16
4-1	子育て支援センター「みどりのたね」	16
4-2	子育てサロンまんまるひろば	17
4-3	子育てサロン「まんまる」カフェ	17
4-4	幼児運動教室	17
4-5	児童運動教室	17
4-6	おはなしかい	18
5	花の里こども園	19
5-1	花の里こども園の概要	19

5-2 入所できる児童	19
5-3 花の里こども園の1日のスケジュール	20
5-4 申請について	21
5-5 利用者負担額（保育料）について	21
5-6 一時的保育事業について	21
5-7 時間延長型保育サービス事業について	22
5-8 預かり保育事業について	23
6 学童保育所「きららクラブ」	24
6-1 きららクラブの概要	24
6-2 入所できる児童	24
6-3 申込方法について	25
6-4 保育料について	25
6-5 一時的利用について	25
7 図書館	26
7-1 月形町図書館の概要	26
7-2 各種事業について	26
8 ひとり親家庭への助成	27
8-1 「ひとり親家庭等医療費助成事業」	27
8-2 「児童扶養手当」の認定請求について	27
9 障がいのある児童家庭への助成	29
9-1 「特別障害者手当」	29
9-2 「障害児福祉手当」	29
9-3 「特別児童扶養手当」	29
9-4 「子ども訓練通所交通費助成事業」	30
9-5 「子ども発達支援利用者負担額助成事業」	30
9-6 「軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業」	30
10 その他の子育て支援制度	32
10-1 フッ化物洗口	32
10-2 歯科検診・フッ素塗布	32
10-3 むし歯予防教室	32
10-4 むし歯のない子表彰	33
10-5 どさんこ子育て特典制度	33
10-6 学校給食費の無償化	33
10-7 月形小学校・月形中学校各種検定受験料補助	33
10-8 月形小学校・月形中学校課外授業交通費補助	34
10-9 月形小学校・月形中学校修学旅行等費用補助	34
10-10 月形町快適な住まいづくり住宅補助	35
10-11 分譲宅地（北陽団地）の子育て世帯優遇販売	35



# 1 妊娠期の手続き・支援



## 1-1 「母子健康手帳」の交付

母子健康手帳は、妊娠中の定期健診や出産時の記録、生まれたお子さんの健康診査の記録、母親の妊娠・出産の経過や子どもの出生時からの発育状態などを記入する大切なものです。医師の検査により妊娠が確認されたら、届出により母子健康手帳の交付を受けましょう。

交付の際には、妊婦さんの健康状態等を確認するためのアンケートを記入していただきます。お時間に余裕を持ってお越しください。

### 【届出・母子健康手帳の交付先】

保健福祉課保健係（保健センター内）

☎ 53-3155

### 【交付に必要なもの】

妊娠の診断をした病院から交付される「妊娠届出書」



## 1-2 妊婦のための支援給付交付金事業について

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応え、ニーズに応じた支援につなげる妊婦等包括相談支援事業と、経済的支援として妊婦のための支援給付を一体的に実施します。

### 【対象】

月形町に住所を有する妊婦

### 【交付金】

妊娠届出時、出産後のそれぞれで申請していただき、5万円ずつ給付します

\* 出産後は妊娠したお子さんの人数×5万円です

### 【申請方法】

(1) 母子手帳交付時に保健師と面談実施後、申請となります

(2) 出産後に保健師が家庭訪問し面談実施後、申請となります

### 【申請に必要な物】

振込口座の名義・番号が確認できる物（預金通帳やキャッシュカードなど）

妊娠届（※母子手帳交付時）

母子手帳（※家庭訪問時）

### 1-3 不妊治療等助成事業について

---

月形町に住民票があり、一般不妊治療または特定不妊治療を受けている方に対し、治療費と交通費の助成を行っています。

**【助成額】**

治療費：医療保険適用の有無にかかわらず、自己負担分について1年度につき15万円まで

交通費：1回の通院につき1,000円

**【申請先】**

保健福祉課保健係（保健センター内）

☎53-3155

**【申請に必要な物】**

月形町不妊治療費助成申請書助成申請書

月形町不妊治療費助成申請に係る証明書

夫婦それぞれの医療保険証及び限度額適用認定証の写し

医療機関や薬局が発行した領収書、明細書

印鑑、振込口座の名義・番号が確認できる物（預金通帳やキャッシュカードなど）

### 1-4 不育症治療費助成事業について

---

妊娠をしてもお腹の赤ちゃんが出産まで育つことが難しく、流産等を繰り返す不育症等に悩むご夫婦に対し、検査や治療費の助成を行っています。

**【助成対象者】**

2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡を繰り返す既往がある方で次の要件の全てに当てはまる方

(1) 法律上の婚姻関係にあり、夫婦いずれも月形町の住民基本台帳に記録されている方

(2) 北海道不育症治療費助成事業(以下道事業)の助成決定を受けている方

(3) 産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関において検査又は治療を受けたものであること

(4) 他市町村から同様の給付を受けていないこと

**【対象となる治療】**

不育症の因子を特定するための検査

検査結果に基づく治療

**【助成額】**

治療費：道事業助成金を差し引いた額とし、1回につき10万円まで

交通費：1回の通院につき1,000円

【助成回数】

1夫婦につき通算5回

【申請先】

保健福祉課保健係（保健センター内）

☎53-3155

【申請に必要な書類】

申請書に以下の書類を添付し申請してください。

道助成事業決定通知書（写しでも可）

道事業申請時に添付する、不育症治療費助成事業受診等証明書の写し

治療・調剤に係る領収書の写し

\*原則として検査又は治療が終了した日の属する年度内に、1回の検査又は治療の終了毎に関係書類を添えて申請してください。

## 1-5 「妊産婦健康診査」

妊産婦健康診査とは、妊産婦さんの健康状態やお腹の赤ちゃんの育ち具合を診るため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。特に貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。妊産婦健康診査を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。

(1) 妊産婦健康診査受診票について

月形町に住民票がある方は、妊娠届出時の妊娠週数により、最大14回の妊婦一般健康診査と8回分の超音波検査、産婦一般健康診査2回分の料金を次のとおり助成しています。受診時に受診券を病院または助産所に提示してください。

【交付方法】

母子健康手帳交付時と妊娠20週、妊娠30週頃に母子手帳を持参のうえ、保健センターまで来所してください。

回数	来所時期	交付枚数
1回目	母子健康手帳交付時	妊婦一般健康診査受診券 4枚 超音波検査 8枚
2回目	妊娠中期（20週頃）	妊婦一般健康診査受診券 4枚
3回目	妊娠後期（30週頃）	妊婦一般健康診査受診券 6枚 産婦一般健康診査受診券 2枚

※月形町外の市町村に転出した場合は、受診券が使用できなくなります。転出先の市町村からの助成を受けられる場合がありますので、転出先にてご確認ください。

【問合せ先】 保健福祉課保健係（保健センター内）

☎ 5 3 - 3 1 5 5

（2）妊産婦健康診査通院交通費助成事業

月形町に住民票があり、母子健康手帳の交付を受けている方に対し、交通費の助成を行っています。

【助成額】 1回の通院につき1,000円

【助成回数】 妊婦健康診査は14回まで、出産時は1回、産婦健診2回まで

【申請先】 保健福祉課保健係（保健センター内）

☎ 5 3 - 3 1 5 5

## 1-6 「新生児聴覚検査費助成事業」

新生児聴覚検査は赤ちゃんの聞こえ検査です。お産した産院で、入院中に赤ちゃんが検査を受けます。産院から説明がありますので、赤ちゃんのために必ず受診してください。

【助成対象者】

検査を受けたときにお子さんと保護者の住民票が月形町にあること

【助成額】

産院に支払った初回の検査料のうち、8,000円を限度に助成します。

※助成額を超えた場合は自己負担となります。

【利用方法】

妊産婦健診受診券後期交付時（妊娠30週頃）に、新生児聴覚検査票をお渡しします。出産時の入院のときに産院に提出し、検査費用を支払って退院します。

なお、里帰り出産等で受診券を持たずに検査を受診された方につきましては、領収書を持って保健センターへ申請していただければ精算払いただけますので、保健センターまでご連絡ください。

【申請に必要な書類】

母子健康手帳

検査を受診したときの領収書

印鑑

振込口座の名義・番号が確認できる物（預金通帳やキャッシュカードなど）

【申請先】 保健福祉課保健係（保健センター内）

☎ 5 3 - 3 1 5 5

## 1-7 「1か月児健康診査」

---

1か月児健康診査は生後1か月の赤ちゃんの成長を確認する健診です。

**【助成対象者】**

健診を受けたときにお子さんと保護者の住民票が月形町にあること

**【助成額】**

健診費用のうち4,000円を限度に助成します。

※助成額を超えた場合は自己負担となります。

**【利用方法】**

妊産婦健診受診券後期交付時(妊娠30週頃)に、1か月健康診査受診票、問診票、健康診査票をお渡しします。受診票、記入した問診票、健康診査票の3枚を病院へ提出して健診を受診します。

**【問合せ先】** 保健福祉課保健係（保健センター内）

☎53-3155

## 1-8 「プレママクラブ」

---

月形町での妊娠・出産・育児について妊婦さん同士でお話しをします。講師の方を招いて、ベビーマッサージやスキンケアについての講座を行っています。開催時は、母子手帳アプリ「つきのこ」や月形町公式LINE等でお知らせします。

希望する方には、お父さんも交えて赤ちゃんの沐浴やおむつ交換などの練習することもできます。

**【問合せ先】** 保健福祉課保健係（保健センター内）

☎53-3155

## 1-9 「子育て世代包括支援センター」

---

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、妊娠期から子育て期までを安心して過ごせるようにサポートする保健師による「総合窓口」です。産前、産後のからだのこと、こころのこと、育児のことなど気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

**【問合せ先】** 保健福祉課保健係（保健センター内）

☎53-3155



## 1-10 歯科健診助成事業について

月形町に住民票がある妊婦さんに対し、妊娠中の歯科健診の受診料を助成します。虫歯や歯周病は早産などのリスクを高める可能性があります。つわりが過ぎて安定期に入ってから受診するのがおすすめです。

### 【助成内容】

虫歯や歯周病のチェックなどを無料で行います。歯の汚れや歯ぐきの状態に合わせて、虫歯、歯周病予防の歯磨きや生活習慣のアドバイスをします。

### 【実施機関】

はーと歯科クリニック（市北4）・山崎歯科医院（市北5）

### 【申込方法】

保健センターに申込みいただき、後日問診票が届きます。どちらかの歯科に予約し、問診票を持参し受診して下さい。

### 【申込先】

保健福祉課保健係（保健センター内）

☎53-3155

## 1-11 産婦人科・小児科オンライン相談について

月形町では安心して、妊娠、出産、子育てできるように、産婦人科医・助産師・小児科医に何度でも無料相談できます。

毎日24時間、質問を受付ける「いつでも相談」、平日の18時～22時に動画通話等で相談できる「夜間相談」、日中に助産師とメッセージの相談ができる「日中助産師相談」、過去の相談事例を検索できる「みんなの相談検索」を通じ、手軽に悩みや不安についてご相談いただけます。

### 【対象者】

妊婦さんと15歳以下のお子さんのいる保護者

### 【利用方法】

会員登録していただき、各種相談等をご利用いただけます。会員登録には合言葉が必要になります。

### 【問合せ先】

保健福祉課保健係（保健センター内）

☎53-3155



## 2 出生後の手続き・支援



### 2-1 「出生届」の提出

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に届出をしてください。

【届出人】父または母

【必要なもの】出生届書（医療機関から発行されたもの）

母子健康手帳

【届出先】父母の本籍地、住所地、子どもの出生地の市町村窓口

【問合せ先】住民課戸籍保険係（役場庁舎1階）

☎53-2323（住民課直通）

### 2-2 「乳幼児等医療費助成事業」

高校生以下のお子さんのいる家庭の負担軽減と疾病の早期治療を促進するため、医療費の助成を行っています。

【助成対象者】本町に在住する高校3年生（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）までのお子さん

※次の方は対象外になります。

・生活保護を受けている方

・児童福祉施設等に入所し、医療の給付を受けている方

【必要なもの】健康保険証

印鑑

市町村民税所得・課税証明書（転入された方のみ）

【助成額】通院および入院に係る医療費を全額助成。

※入院時の食事代や保険適用外の治療等は助成の対象外となります。

【問合せ先】住民課戸籍保険係（役場庁舎1階）

☎53-2323（住民課直通）

### 2-3 「乳幼児等医療機関通院交通費助成事業」

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、町外の医療機関への通院交通費の助成を行っています。

【助成対象者】本町に在住する中学3年生（満15歳に達する日以後最初の3月31日まで）までのお子さんがある保護者

【必要なもの】町外の医療機関（歯科・調剤を除く）の領収書または医療費明

細書、診療明細書等

保護者の方の振込先口座のわかるもの

- 【助成額】お子さんの通院1日につき、1,000円を助成します  
※同一日に複数名受診した場合も1,000円となります。  
※旅行中の受診など対象とならない場合があります。

- 【問合せ先】住民課戸籍保険係(役場庁舎1階)  
☎53-2323(住民課直通)

## 2-4 「出産育児一時金」の申請について

出産育児一時金は、国民健康保険加入者が出産された場合に支給されます。

【助成対象者】国民健康保険加入者でお子さんを出産された方

【必要なもの】国民健康保険証

世帯主の預金口座がわかるもの

出生を証明できるもの

領収書または出産費用明細書

【支給額】50万円

【申請先】住民課戸籍保険係(役場庁舎1階)

☎53-2323(住民課直通)

※その他の健康保険加入者は勤務先での手続きとなります。



## 2-5 「児童手当」の認定請求について

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

【支給対象】高校生年代までの児童を養育している世帯

【必要なもの】受給者の健康保険証や年金加入証明の写し

受給者名義の通帳またはカードの写し

監護相当・生計費の負担についての確認書(※)

※大学生年代(19歳から22歳に達する年度末までの方)のお子様を含めると3人以上いて、かつ、別居しているお子様がいる場合に提出が必要になります。

【支給額】

区分	支給額
3歳未満	15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳以上高校生年代まで	10,000円 (第3子以降は30,000円)

※3子以降とは大学生年代まで(22歳の誕生日後最初の3月31日まで)養育している児童のうち3番目以降をいいます。

【支給月】2、4、6、8、10、12月（偶数月）に支給します。

※公務員の方は勤務先での手続きになります。

【申請先】保健福祉課地域福祉係（保健センター内）

☎53-3155

## 2-6 令和6年10月支給分からの児童手当制度について

令和6年10月支給分から児童手当制度が下記のとおり一部変更になりました。

- (1) 所得制限が撤廃されました。
- (2) 支給対象が高校生年代（18歳に達する年度末までの方）まで延長されました。  
また、児童手当の支給対象ではないが、児童数のカウントに含まれる対象が大学生年代（19歳から22歳に達する年度末までの方）まで拡充されました。
- (3) 第3子以降の支給額が、月1万5千円から月3万円へ拡充されました。
- (4) 児童手当の支給月が、年6回（偶数月）になりました。

### ○制度内容の比較

	改正前	改正後
支給対象	15歳到達後の最初の年度末（中学生）までのお子様	18歳到達後の最初の年度末（高校生年代）までのお子様
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額が設定	所得制限なし
手当月額	①3歳未満：15,000円 ②3歳～小学生まで ・第1子・第2子：10,000円 ・第3子以降：15,000円 ③中学生：10,000円 ④所得制限以上（特例給付） ：5,000円	①3歳未満 ・第1子・第2子：15,000円 ・第3子以降：30,000円 ②3歳～高校生年代まで ・第1子・第2子：10,000円 ・第3子以降：30,000円 ③特例給付：廃止
児童の数え方	18歳到達後の最初の年度末（高校生年代）までのお子様を含めて、上のお子様から順に第1子、第2子、第3子…と数える	22歳到達後の最初の年度末（大学生年代）までのお子様を含めて、上のお子様から順に第1子、第2子、第3子…と数える（※）
支払期月	年3回（2月、6月、10月） 各前月までの4ヶ月分を支払	年6回（偶数月） 各前月までの2ヶ月分を支払

## 2-7 「先天性股関節脱臼検査助成」

---

先天性股関節脱臼とは、生まれたときまたは生後数か月の間に、股関節が脱臼した状態をいいます。万が一見逃された場合は足を引きずって歩くなどの障害を残してしまうことがあります。早期発見が何よりも重要ですので、お子さんが3か月になったら受診しましょう。

【対 象】 生後3か月以上の赤ちゃん

※保健センターから個別通知はしません

【検査場所】 月形町立病院(整形外科外来)

※診療日が確定していないため、事前に町立病院へご確認をお願いします。

【検査費用】 無料

【必要なもの】 母子健康手帳、検査費用(7,000円程度)

【問合せ先】 保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155

## 2-8 「すくすくコール」

---

産後、お家での赤ちゃんのお世話や、お母さんの体調等に心配や不安がある方、退院後に赤ちゃんの体重が順調に増えているか気になる方などに、保健師が電話で健康相談を行います。

【対 象】 産後2週間ほど経過した母親(希望者)

【問合せ先】 保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155

## 2-9 「赤ちゃん訪問」

---

赤ちゃんが生まれたご家庭に保健師が訪問し、親子ともに健やかに生活できるよう支援を行います。赤ちゃんの成長発達や子育てに関する不安、お母さん、お父さんの心や体のこと、兄弟姉妹のことなど、お気軽にご相談ください。

【対 象】 生後1か月頃の赤ちゃんとお母さん

【実施内容】 赤ちゃん～体重・頭囲・胸囲の測定、全身観察など

お母さん～産後の回復具合の確認、母乳やミルクの与え方の確認

保護者の方へ～育児に関する助言、予防接種・乳幼児健診等のお知らせ等

【日 時】 出産後、保健師から対象の家庭に連絡をして都合の良い日に実施します。

【問合せ先】 保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155

## 2-10 「産後ケア事業」

---

出産後は赤ちゃんが生まれて嬉しい反面、お母さんの体調は不安定になりがちです。そんな時期だからこそ、適切なケアとサポートが必要です。

【対 象】 出産から1年未満のお母さんで、産後の体調不良、授乳や育児のことで気になることがある方

【実施内容】 ●助産師が自宅に来てくれる訪問型（3時間）

●助産所へ行き、ゆっくり休むことができる通所型（6時間）

お母さんのからだやこころのケア、授乳や寝かしつけなどの育児のアドバイス、お母さんに休息時間の提供などのサポートが受けられます。

【利用料】 無料（令和6年度から）

【利用回数】 訪問型・通所型合わせて4回まで

【申込方法】 原則、利用の5日前までに、電話で委託先に申込みしてください。

【委託先】 北海道マザーリングサポート協会 TEL:080-6082-4135

【実施場所】 助産院 Hug ねっと 江別市文教台 14-34

つるべ助産院 札幌市白石区北郷3条2丁目13-8

【問合せ先】 保健福祉課保健係（保健センター内）

☎53-3155



## 3 健診・予防接種



### 3-1 「健康診査」・「健康相談」

#### (1) 乳幼児健康診査

【対 象】生後4か月、7か月、10か月、12か月、1歳6か月、3歳のお子さん

【日 時】毎月第3火曜日実施(休日の場合は日程が変更となることがあります)  
13時から15時(対象月齢、人数によって異なります)

※対象となるお子さんには健診日の1週間程度前に個別通知でお知らせします。

【実施場所】月形町保健センター

【実施内容】問診、身体計測、医師診察、歯科検診(12か月健診以上は希望者にフッ素塗布を実施)、栄養相談(12か月健診までの児と希望者)、保健指導、ブックスタート(7か月児)、育児相談(主に3歳児)

【持 ち 物】問診表一式、母子健康手帳、バスタオル

【問合せ先】保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155

#### (2) 2歳児健康相談

【対 象】2歳0～2か月頃のお子さん

【日 時】毎月1回(乳幼児健診日と同日)

13時から15時まで(対象月齢、人数によって異なります)

【実施場所】月形町保健センター

【実施内容】問診、身体計測、医師診察(希望者)、  
歯科検診とフッ素塗布(希望者)、保健指導、栄養相談(希望者)

【持 ち 物】問診表一式、母子健康手帳、バスタオル

【問合せ先】保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155



#### ～ 保健師からのお知らせ ～

◇お子さんの育ちの中で、ことばの数が少ない、赤ちゃんことばのような発音が続いている、話すときにことばがつかえてしまうといったことばに関することや、視線が合いにくい、名前を呼んでも振り向かない、他の子への関心が低くマイペース、落ち着きがない、かんしゃくが強いなど、気になること・心配なことがあれば、保健師にご相談ください。お話をうかがいその子にあった方法を一緒に考え、必要に応じてことばの専門スタッフやリハビリを行う場をご紹介します。  
※詳しい事業内容は「9-5」をご覧ください。

### (3) のびのび訪問事業

【対 象】 花の里こども園に通うお子さん

【日 時】 隔月 1 回実施

【実施場所】 花の里こども園

【実施内容】 保健師等がこども園へ行き、子どもたちの普段の様子を見させていただきます。

【問合せ先】 保健福祉課保健係(保健センター内)

☎ 5 3 - 3 1 5 5

## 3-2 「予防接種」について

### (1) 定期予防接種について

次の予防接種は、対象者(保護者)は接種するよう努力する義務があるものです。  
なお、接種費用は無料です。

#### 【定期接種一覧】

予防接種名	対象年齢	指定医療機関
B型肝炎ワクチン	生後2か月から12か月まで	◆あくつこどもクリニック
ロタウイルス	生後2か月から8か月まで	◆さとうキッズクリニック
ヒブワクチン	生後2か月から5歳未満まで	◆出口小児科医院
小児肺炎球菌ワクチン	生後2か月から5歳未満まで	◆岩見沢市立総合病院小児科 外来
4種混合ワクチン * R6年4月以降に生まれた お子さんは5種混合ワクチン の接種となります	1期初回～生後2か月から90か月未満 1期追加～生後90か月未満であり、1期初 回終了後、6か月以上経過	※BCGのみ前日予約が必要で す。
5種混合ワクチン	1期初回～生後2か月から90か月未満 1期追加～生後90か月未満であり、1期初 回終了後、6か月以上経過	
BCGワクチン	生後12か月未満	
麻しん・風しん混合(MR) ワクチン	第1期～生後12か月から24か月未満 第2期～小学校入学の1年前から前日まで	
水痘(水ぼうそう)ワクチン	生後12か月から36か月まで	
2種混合ワクチン	小学校6年生	



日本脳炎ワクチン	○3歳から7歳6か月まで <b>【標準接種期間】</b> 第1期初回～3歳から4歳までに2回 第1期追加～4歳から5歳までに1回 ○9歳から13歳まで <b>【標準接種期間】</b> 第2期～9歳から10歳までに1回 (特例措置あり)	◆あくつこどもクリニック ◆さとうキッズクリニック ◆出口小児科医院 ◆岩見沢市立総合病院小児科外来 ◆月形町立病院
ヒトパピローマウイルスワクチン(子宮頸がんワクチン)	○12歳になる年度の初日から、16歳になる年度の末日までの女子 (特例措置あり)	日本脳炎ワクチンと同様

※予防接種をする際の注意事項

- ・接種をする際は予診票に必要事項を記入し、母子健康手帳、健康保険証と一緒に医療機関に持参してください。
- ・希望する医療機関により、事前予約が必要な場合があります。
- ・予診票がお手元にない方は保健センターまでご連絡ください。

【問合せ先】保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155



(2) 任意予防接種料金の助成について

任意予防接種とは、医師と相談の上、接種者や保護者の判断により接種するもので、接種費用は自己負担となります。町では次の任意予防接種の助成を行っています。

【助成事業】インフルエンザ予防接種

【助成対象】町内に在住する高校生3年生までの予防接種費用を一部助成

町外の病院にて接種された方は、申請が必要となります。

月形町立病院で接種した場合は、すでに助成が適用されています。

【助成額】注射式、噴霧式ともに5,000円上限

(月形町立病院の予防接種費用を基本に助成します)

【申請先】保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155

### 3-3 「乳幼児等法定予防接種通院費助成事業」

法定予防接種を受けるため、町外の医療機関に通院した場合の通院費の助成を行っています。

【助成対象者】町内に在住する中学3年生(満15歳に達する日以後最初の3月

31日まで)までのお子さんがある保護者

※お子さんと保護者の両方が月形町に住民票があること

【対象接種】B型肝炎ワクチン、ロタウイルスワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎

球菌ワクチン、四種混合ワクチン、五種混合ワクチン、BCGワクチン、MRワクチン、水痘ワクチン、日本脳炎ワクチン、二種混合ワクチン、子宮頸がんワクチン（その他予防接種は対象外）

【必要なもの】通院後6か月以内に以下の書類等を保健センターに提出してください。

申請書兼請求書（※印鑑が必要です）

母子健康手帳

振込口座の名義・番号が確認できる物

同日に医療受診した乳幼児等がいる場合は、医療受診を証明する領収書（原本）もしくは明細書（原本または写し）

【助成額】お子さんの通院1日につき、1,000円を助成します

※同一日に複数名受診した場合も1,000円となります。

※同日に診察や検査などを受けるために同じ医療機関または他の医療機関に通院した場合には、「2-3 乳幼児等医療機関通院経費助成事業」のどちらかでの助成となります。

【問合せ先】保健福祉課保健係（保健センター内）

☎53-3155



## 4 あそびの広場・教室



### 4-1 子育て支援センター「みどりのたね」

地域全体で子育てを支援する基盤の形成のため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を行う子育て支援センターを月形町認定こども園「花の里こども園」に併設しています。

(1) 子育て支援センター一般開放・育児相談日（キッズルーム）

・月曜～金曜日

1部 9時から12時30分まで

2部 14時30分から17時30分まで

(2) あそびの広場

【対象者】0歳～就学前児童

【実施回数】月1～2回程度実施

【実施内容】子育て講座を実施

(3) たのしい☆えいご

【対象者】2歳以上～就学前児童

【実施回数】年間5回程度実施

【実施内容】英語の歌を歌ったり英語を使用したゲームで遊びます。

(4) お母さんのおしゃべりカフェ

【対象者】就学前児童の母親

【実施回数】年間3回程度実施

【実施内容】日頃の忙しい子育てから少しだけ離れ、日々の情報交換をしたり、子育ての悩みを共有できる場です。おしゃべりカフェの間はお子さんを保育士が託児しています。

(5) おやこDEキッチン

【対象者】1歳6か月以上～就学前児童

【実施回数】年間4回程度実施

【実施内容】親子で料理を行い、美味しくいただきます。

(6) 子育てワークショップ

【対象者】子育て中の保護者の方

【実施回数】年1回実施

【実施内容】毎年講師の方をお招きし、講演を行っています。



- ・各種事業への参加については、事前にお申し込みが必要となりますので、花の里こども園までご連絡をお願いします。
- ・事業日程及び内容については、町公式LINEにてお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

【問合せ先】花の里こども園 ☎37-2155

## 4-2 子育てサロンまんまるひろば

---

月形町のお母さんとお子さんの集まりの場です。

【対象者】月形町内に在住の0～2歳までのお子さんとその保護者の方

【実施回数】隔月1回程度の開催となります。月形町公式LINEや広報に掲載している健康カレンダー、母子手帳アプリつきのこのにおいてお知らせします。

【実施内容】保健センターで親子遊びや季節の行事などを行い、母親や子ども同士の交流の場を提供しています。

【問合せ先】保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155

## 4-3 子育てサロン「まんまる」カフェ

---

【対象者】0歳～就学前児童とその保護者の方

【実施回数】年3回程度の実施

【実施内容】水遊びやクリスマス会、クッキング等を行っています。

【問合せ先】月形町社会福祉協議会(交流センター内)

☎53-2928

## 4-4 幼児運動教室

---

【対象者】4歳以上の未就学児

【実施回数】毎月1回実施

【実施内容】①走る・投げる・跳ぶ等の基本運動  
②跳び箱・マット運動・鉄棒・縄跳び

【問合せ先】教育委員会社会教育係(総合体育館内)

☎53-3443

## 4-5 児童運動教室

---

【対象者】小学1、2、3年生

【実施回数】毎月1回実施

【実施内容】①走る・投げる・跳ぶ等の基本運動  
②跳び箱・マット運動・鉄棒・縄跳び

【問合せ先】教育委員会社会教育係(総合体育館内)

☎53-3443

## 4-6 おはなしかい

---

【対象者】どなたでも参加できます。

【実施回数】毎月1回程度

【実施内容】ご家族皆さんで楽しめる絵本の読み聞かせを行っています。

【問合せ先】おはなしじゃんけんぽん 代表 木須

☎53-3448





## 5 花の里こども園



月形町内には、月形町認定こども園花の里こども園(保育所型認定こども園)があり、両親が働いていたり、出産や病気などにより、日中お子さんの面倒をみることができない場合など保護者に代わって保育します。

### 5-1 花の里こども園の概要

【住 所】 樺戸郡月形町46番地1

TEL: 37-2155

FAX: 37-2156

【定 員】	1号認定(幼稚園部分)	3歳～5歳	19名
	2号認定(保育所部分)	3歳～5歳	31名
	3号認定(保育所部分)	1歳～2歳	24名
	3号認定(保育所部分)	6ヶ月～0歳	6名

※4月1日現在の年齢になります

【休園日】 日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始(12/31～1/5)

1号認定は上記のほか、土曜日



### 5-2 入所できる児童

#### 【1号認定】

入所年度の4月1日現在で、3歳以上の就学前の子ども

※令和3年4月から幼稚園部分の入所範囲を拡大し、満3歳児(3歳の誕生日を迎えた児童)を受け入れできるようになりました。

#### 【2・3号認定】

入所年月日時点で生後6か月以上で、保護者が次のいずれかに該当する場合の就学前の子ども

●下記の事由によって標準時間保育(1日あたり11時間までの保育)と短時間保育(1日あたり8時間まで)に分かれます。なお、保育の必要性の基準等については次のとおりです。

#### 【保育の必要性の基準】

	事 由
1	月48時間以上労働することを常態とする
2	妊娠中であるか出産後間がないこと
3	保護者が疾病、負傷、精神または身体に障害を有していること
4	同居の親族が長期的入院をしているまたは常時介護、看護している場合
5	災害復旧(震災、風水害、火災等)に当たっていること
6	求職活動を断続的に行っていること

7-1	高校・大学・高等専門学校等に在学していること
7-2	公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けていること
8-1	児童虐待を行っているまたは再び行われるおそれがあると認められたとき
8-2	配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められるとき
9	育児休業中、当該育児休業に係る子ども以外の子どもがすでに保育を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められるとき
10	その他町長が認める場合

【保育の必要量の基準】

	事由	必要量
1	ア 月48時間以上120時間未満の就労等を常態	短時間
	イ 月120時間以上の就労等を常態	標準
2	「1 ア」に該当するが、1日の就労時間が8時間以上となる就労を常態であって、短時間保育を行うことが適当でない場合	標準
3	「1 ア」に該当するが、常態として町が設定する短時間認定に係る利用認定時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合	標準
4	「1 ア」に該当するが、就労の勤務体系が月の中で定まっておらず、最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合	標準
5	【保育の必要性の基準】2～5、または8に該当する場合	標準
6	【保育の必要性の基準】6、9、10に掲げる事由に該当する場合、事由を勘定して、町長が標準時間または短時間を認定する	標準 短時間

5-3 花の里こども園の1日のスケジュール

【1号認定】8時～13時30分

【2・3号認定】○標準時間 7時30分～18時30分

○保育短時間 ①7時30分～15時30分

②9時30分～17時30分

	7:30 8:00 8:30 9:00 9:30 10:00 10:30 11:00 11:30 12:00 12:30 13:00 13:30 14:00 14:30 15:00 15:30 16:00 16:30 17:00 17:30 18:00 18:30 19:00 19:30																	
	教育標準時間				随時降園				預かり保育(有料)									
1号認定	教育標準時間	3歳児	随時登園	3、4、5歳児異年齢保育	リズムあそび	お集まり・絵本読み語り・排泄	設定保育	屋食準備	屋食(有料)	お集まり・絵本読み語り 歯磨き・自由あそび	室内あそび	起床・合流	おやつ(有料)	室内自由あそび	排泄・絵本読み語り	3、4、5歳児	異年齢保育	延長保育(有料)
2号認定	保育標準時間	3歳児	随時登園	0、1、2歳児	おやつ	お集まり・絵本読み語り・排泄	設定保育	屋食準備	屋食	お集まり・絵本読み語り 歯磨き・自由あそび	室内あそび お昼寝	起床・合流	おやつ	室内自由あそび	排泄・お集まり	0、1、2歳児	異年齢保育	
3号認定	保育短時間	①	随時登園	保育内容は保育標準と同じ	おやつ	お集まり・絵本読み語り・排泄	設定保育	屋食準備・屋食	お集まり・絵本読み語り 歯磨き・自由あそび	室内あそび お昼寝	起床・合流	おやつ	室内自由あそび	排泄・お集まり	0、1、2歳児	異年齢保育	延長保育(有料)	
2号認定	保育短時間	②	随時登園	保育短時間の延長保育(有料)	おやつ	お集まり・絵本読み語り・排泄	設定保育	屋食準備・屋食	お集まり・絵本読み語り 歯磨き・自由あそび	室内あそび お昼寝	起床・合流	おやつ	室内自由あそび	排泄・お集まり	0、1、2歳児	異年齢保育	延長保育(有料)	延長保育(有料)
3号認定	保育短時間	②	随時登園	保育短時間の延長保育(有料)	おやつ	お集まり・絵本読み語り・排泄	設定保育	屋食準備・屋食	お集まり・絵本読み語り 歯磨き・自由あそび	室内あそび お昼寝	起床・合流	おやつ	室内自由あそび	排泄・お集まり	0、1、2歳児	異年齢保育	延長保育(有料)	延長保育(有料)

## 5-4 申請について

---

### 【申請手続き】

花の里こども園へ入所希望の方は、町へ入所申込が必要です。

- ①町へ認定申請書および入所申込書を提出（保健センターへ提出してください）
- ②町から保護者へ認定証を交付（1号・2号・3号）  
また入所決定通知を同時に送付

### 【必要書類】

#### 1号認定

○入所申込書 ○教育・保育給付認定申請書

#### 2号・3号認定

○入所申込書 ○教育・保育給付認定申請書 ○就労証明書（※）などの保育に欠ける理由がわかる書類

※個人事業者等（農業経営者を除く）の事業主が就労証明書を提出する場合は、事業主又は経営者であることが確認できる書類の写しを就労証明書に添付してください。

## 5-5 利用者負担額（保育料）について

---

### 【保育料及び給食費】無料

町内に在住する児童が月形町認定こども園花の里こども園を利用する場合、全ての児童の保育料及び給食費が無償化となっています。

※町外に在住する0歳から2歳まで（3号認定）の児童の保育料や、入所していない児童等の一時的保育、利用時間を超えた場合の延長保育及び預かり保育については保育料が発生します。

※延長保育・預かり保育に係る軽食及びおやつ代については保護者の実費負担となります。

## 5-6 一時的保育事業について

---

保護者の就労形態の多様化や週病や災害、冠婚葬祭等の緊急時、育児に伴う保護者のストレス等を軽減するため、一時的にお子さんをお預かりする一時保育を実施しています。

【利用可能日】 月曜～土曜日（休園日はこども園と同様）

【利用時間】 7時30分～18時30分

【対象年齢】 0歳～5歳児

【利用区分】 次のとおり



利用区分		保育の期間
非定型的保育	保護者の就労、職業訓練、通院、就学等により、断続的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育	週2日又は月10日以内
緊急保育	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護及び冠婚葬祭等により緊急又は一時的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育	1月以内
私的理由保育	保護者の育児等に伴う心理的若しくは肉体的負担を軽減又は解消するため、一時的に保育を必要とする児童に対する保育	週2日又は月10日以内
保育園留学	町が実施する保育園留学に参加する児童に対する保育	月20日以内

【利用料】

区分	時間	金額	時間	金額
乳児（0歳）		1,250円		1,250円
1、2歳児	午前7時30分から	1,000円	午後1時を超え	1,000円
3歳児	午後1時まで	700円	午後6時30分まで	700円
4、5歳児		600円		600円

※昼食代、おやつ代は別途かかります

- 【問合せ先】 ○ 保健福祉課地域福祉係（保健センター内） ☎53-3155  
○ 花の里こども園 ☎37-2155

## 5-7 時間延長型保育サービス事業について

区分	保育時間
保育標準時間 (7時30分～18時30分までこども園を利用している方)	午後6時30分から午後7時30分まで
保育短時間	午後3時30分から午後6時30分まで
	午後6時30分から午後7時30分まで
	午前7時30分から午前9時30分まで
	午後5時30分から午後6時30分まで
	午後6時30分から午後7時30分まで

- 【利用可能日】 月曜～土曜日（休園日はこども園と同様）
- 【利用時間】 下表のとおり
- 【利用料】 1回あたり100円  
※軽食・おやつ代は別途かかります
- 【問合せ先】 ○ 保健福祉課地域福祉係（保健センター内） ☎53-3155  
○ 花の里こども園 ☎37-2155

## 5-8 預かり保育事業について

1号認定の児童で家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、認定こども園で時間を延長して預かり、必要な保護を行う預かり保育事業を実施しています。

- 【対象児童】 こども園に在籍している1号認定のお子さん
- 【利用可能日】 月曜～金曜日（休園日はこども園と同様）
- 【利用時間】 午後2時30分から午後6時30分まで
- 【利用料】 1時間当たり100円  
※おやつ代は別途かかります
- 【問合せ先】 ○ 保健福祉課地域福祉係（保健センター内） ☎53-3155  
○ 花の里こども園 ☎37-2155





## 6 学童保育所「きららクラブ」



月形町内には、学童保育所「きららクラブ」があり、両親が働いていたり、出産や病気などにより、昼間不在に児童に遊びを中心とした生活の場を提供しています。

### 6-1 きららクラブの概要

【住 所】 樺戸郡月形町1064番地13（月形町交流センター内）

TEL：53-3180

【定 員】 35名

【開設時間】 月曜日～金曜日 正午（下校時）～18時30分

土曜日・振替休日

長期休業期間（夏、冬、春休み） 午前7時30分～18時30分

【休 所 日】（1）日曜日、祝祭日、年末年始（12/31～1/5）

（2）インフルエンザ等による学校閉鎖の日

※学年閉鎖等の一部閉鎖の場合は、当該学年児童のみ通所できません。

（3）特に町長が認めた日

※自然災害により登校前に小学校が臨時休校になる場合など

【問合せ先】 保健福祉課保健係（保健センター内）

☎53-3155

### 6-2 入所できる児童

月形町に住所を有する小学校1年生から6年生で、次の要件に該当する児童です。

【対象となる児童】

- （1）放課後、保護者が就労しているため、日常的に家庭にいないこと
- （2）保護者が妊娠中や出産後間もないこと
- （3）保護者が病気や心身の障がいにより、子どもの保育ができないこと
- （4）同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること。
- （5）その他条例に基づく入所資格に該当すること
- （6）月形町が児童の健全な育成を図る上で特に必要があると認めるとき

【優先順位及び基準】

入所の決定は、申込書の内容及び家庭の状況等について審査を行います。

申込みが定員を上回る場合は、入所の優先順位及び基準指数により入所を決定します。

優先順位及び基準指数については、より低学年の児童が1人で留守番をすることがないように設定されています。

### 6-3 申込方法について

利用する際は、月形町に入所申込書及び添付書類の提出が必要となります。

**【必要書類】**

- (1) 学童保育所入所申込書(児童1名につき1枚)
- (2) 入所対象となることがわかる書類

### 6-4 保育料について

児童1人につき月額3,600円かかります。

ただし、月形町では2人以上を入所させる場合は、2人目以降の保育料は半額(1,800円)になります。

※保育料とは別に月額1,200円のおやつ代を徴収します。

### 6-5 「一時的利用」について

保護者や同居の親族の疾病等の理由により、一時的に保育することができない場合は、1日単位での「一時的利用」が可能です。

ただし、入所児童の状況により、利用できない場合もあります。

なお、一時的利用を同一の事由により長期間利用される場合は、入所の扱いとなる場合もありますので、ご注意願います。

**【対象者】** 月形町に住所を有する小学校1年生から6年生

**【保育料】** 日額 360円

※別途日額100円のおやつ代がかかります

**【利用可能な日数と申込期限】**

利用の要件	利用可能日数 (1か月あたり)	申込期限
就労	5日まで	利用開始の8日前まで
就労(夏・冬・春休み期間)	10日まで	夏・冬・春休みの開始2週間前まで
保護者の妊娠・出産	10日まで	原則として、利用開始の8日前まで (間に合わない場合はご相談ください)
保護者の病気・障がい等		
同居親族の介護等		



## 7 図書館



### 7-1 月形町図書館の概要

- 【住 所】 樺戸郡月形町字表小柳町 1 1 番地  
TEL : 5 3 - 3 6 7 7  
FAX : 5 3 - 3 6 7 7
- 【開館時間】 月曜日～土曜日 10時～18時まで  
※臨時休館させていただく日があります。
- 【貸出時間】 10時～17時30分
- 【貸出期間】 2週間  
※お一人5冊まで借りることができます。  
※家族カードを使用しての貸出はできません。
- 【休館日】 日曜日・祝日・年末年始(12月30日～1月5日)・蔵書点検期間
- 【問合せ先】 月形町図書館  
☎5 3 - 3 6 7 7

### 7-2 各種事業について

#### 【古本市】

図書館で使わなくなった本(傷んだり古くなったりした本、寄贈などによって重複した本)や雑誌などを無償で提供しています(年1回開催)。

#### 【ブックスタート】

生後7か月児を対象に乳幼児検診時に絵本の読み聞かせと絵本2冊をプレゼントしています。

#### 【読書ノート活動】

本を読み、読書ノートに本のタイトル・読書期間・3行感想文を記入する活動を幼児から中学生までを対象に実施しています。目標を達成された方には表彰状と記念品が贈呈されます。

#### ○目標冊数

幼児・小学1～3年生 : 100冊

小学4～6年生 : 70冊

中学生 : 50冊





## 8 ひとり親家庭への助成



### 8-1 「ひとり親家庭等医療費助成事業」

【対象者】 ひとり親家庭や両親のいない家庭の20歳未満(18歳以上は在学中等で親に扶養されていることが条件)の子と、その子を扶養しているひとり親家庭の母または父

- 【対象外】
- ・生活保護を受けている方
  - ・児童福祉施設等に入所し、医療の給付を受けている方
  - ・子を里親に委ねている方
  - ・生計を維持している方の所得が一定の水準を超える世帯の方
  - ・重度心身障がい者医療費の助成を受けている方

【助成内容】○非課税世帯

- ・初診時一部負担金(医科580円・歯科510円・柔整270円)を除く自己負担額を助成。  
※親の通院費は助成対象外となります。

○課税世帯

- ・総医療費の1割を除く自己負担額を助成。  
※親の通院費は助成対象外となります。
- ・月額上限額 入院 57,600円  
通院 18,000円

【必要なもの】健康保険証

印鑑

ひとり親家庭等であることを証明するもの(戸籍謄本等)

市区町村民税所得・課税証明書(転入された方のみ)

在学証明書(18歳以上で大学や専門学校に進学された方のみ)

【問合わせ先】住民課戸籍保険係(役場庁舎1階)

☎53-2323(住民課直通)

### 8-2 「児童扶養手当」の認定請求について

児童扶養手当は、婚姻解消等により父(母)親と生活を共にしていない児童の生活の安定と自立を図ることを目的に手当を支給しています。

【対象者】父(母)のいない家庭、または父(母)が一定の障害がある家庭、児童(18歳に達した後の最初の3月31日までの児童、障がいのある場合は20歳)を養育している方

※所得制限により減額または支給されない場合があります

【対象外】○障害基礎年金等を受給している方で障害年金の子の加算部分の額が  
児童扶養手当の支給額を上回る場合

※下回る場合はその差額を児童扶養手当として受給できます。

○児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設・保育所・通園施設を  
除く）に入所しているとき

○父（母）親が婚姻しているとき（未婚であるが事実上婚姻関係と同様  
の状況にあるとき）

【支給額】

（令和7年4月現在）

区 分	支 給 額
全部支給	1子目 46,690円
	2子目以降 11,030円
一部支給	1子目 11,010円～46,680円
	2子目以降 5,520円～11,020円

【支給月】5月、7月、9月、11月、1月、3月

【問合せ先】保健福祉課地域福祉係（保健センター内）

☎53-3155



## 9 障がいのある児童家庭への助成



### 9-1 「特別障害者手当」

精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする特別障がい者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい者の福祉の向上を図ることを目的にしています。

【対象者】精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

【支給月額】29,590円(令和7年4月)

【問合せ先】保健福祉課地域福祉係(保健センター内)

☎53-3155

### 9-2 「障害児福祉手当」

【対象者】在宅の20歳未満で、重度の障がい(身障手帳1級及び2級の一部、療育手帳A程度)のため、日常生活において常時介護を必要とする児童に支給されます。

【支給額】16,100円(令和7年4月)

※社会福祉施設に入所している場合、障がいを理由とする公的年金を受給できる場合及び養育者等に一定以上の所得がある場合は支給されません。

【問合せ先】保健福祉課地域福祉係(保健センター内)

☎53-3155

### 9-3 「特別児童扶養手当」

在宅の20歳未満で一定以上の障がい(療育手帳A・B程度の障がい)のある児童を監護又は療育している父母等に支給されます。

【対象者】身体又は精神に重度、中度の障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給します。

【支給額】1級56,800円、2級37,830円(令和7年4月)

※障がいを理由とする公的年金を受給できる場合や養育者等に一定以上の所得がある場合は支給されません。

【問合せ先】保健福祉課地域福祉係(保健センター内)

☎53-3155



## 9-4 「子ども訓練通所交通費助成事業」

---

月形町では、子どもの発達・発育の指導訓練のための施設に通所する必要がある方に対し、交通費の一部を助成しています

【対象者】月形町内に住所があり、指導訓練及び社会復帰訓練のため町外の施設等に通所する方（介助者を必要とする場合は、介助者一人も対象になります）

【助成金額】

○車賃 通所1回当たり1,000円（札幌市の場合1,500円）

※通所事業所へ片道送迎の場合・町外の送迎場所まで送迎した場合は500円（通所事業所が札幌市にある場合、750円）

○車賃以外（バス・JR等） 通所1回あたりの運賃の実費の2分の1

【対象外】

○町内の待ち合わせ場所などへの送迎をする場合

○助成を受けようとする方と世帯員等の所得が特別児童扶養手当の支給制限額を超えている場合

【問合せ先】保健福祉課地域福祉係（保健センター内）

☎53-3155

## 9-5 「子ども発達支援利用者負担額助成事業」

---

月形町では、子どもの発達を支援するため、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する子どもの保護者へ、利用者負担額を助成します。

【対象者】月形町内に住所があり、児童発達支援又は放課後等デイサービスの受給者証の交付を受けている保護者

【助成金額】利用者負担額の全額

【問合せ先】保健福祉課地域福祉係（保健センター内）

☎53-3155

## 9-6 「軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業」

---

身体障害者手帳の対象にならない18歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器等の購入費・修理費に対し、一部助成します。

【対象者】次に掲げる①～⑥までを全て満たす18歳未満の難聴児とします。

①交付申請日において町内に住所を有していること

②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、かつ、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象とならないこと。

- ③中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがないと医師により判断されていること。
- ④補聴器の装用により、言語の取得等一定の効果が期待できると医師により判断されていること。
- ⑤労働者災害補償保険法その他の法令に基づく補聴器の給付等を受けていないこと。
- ⑥対象児と同一世帯に属する世帯の世帯員のいずれかの者について、この事業の申請のあった月の属する年度（その月が4月から6月までの間のときは、その前年度）分の市町村民税の所得割の額が46万円以上でないこと。

**【助成対象】** 耳かけ型、ポケット型、耳あな型、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型の購入費用または修理費用

※医師の意見書の費用等は対象としない

**【助成額】** 補聴器の購入費又は修理費の額と算定基準額を比較し、いずれか低い額の3分の2を助成額とします。ただし、生活保護費受給世帯または市町村民税非課税世帯の場合は補聴器の購入費又は修理費の額と算定基準額を比較し、いずれか低い額の全額を助成します。

**【申請等に必要なもの】**

- ①軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書
- ②医師の意見書
- ③補聴器作成業者からの見積書
- ④町民税の課税状況がわかる書類（同意書に代えることができます。）

**【問合せ先】** 保健福祉課地域福祉係（保健センター内）

☎53-3155



## 10 その他の子育て支援制度



### 10-1 フッ化物洗口

フッ化物洗口は、フッ化物(フッ化ナトリウム)が入った低濃度の洗口液で一定時間ブクブクうがいをするものです。

全道の市町村でも、保育所や幼稚園、小中学校などの施設で、歯科保健活動の一環として実施され、対象集団全体のむし歯を予防する方法です。

【効果】 ・むし歯になりかけて溶けだしたカルシウムをもとに戻す作用を促します。

・歯の表面に酸に溶けにくい結晶を作りだし、歯の質を丈夫にします。

・むし歯菌の活動を抑え、酸を出しにくくします。

【対象】 次の対象児童のうち、保護者が希望する幼児等を対象とします。

・花の里こども園 年中児(4歳児)と年長児(5歳児)

・月形小学校 1年生から6年生までの全学年

【問合せ先】 保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155

### 10-2 歯科検診・フッ素塗布

お子さんの歯をむし歯から守るため、月形町では月1回の乳幼児健診時に歯科検診・フッ素塗布を実施しています。

【対象】 1歳6か月児、2歳児、2歳6か月、3歳児

【場所】 保健センター

【問合せ先】 保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155

### 10-3 むし歯予防教室

【対象】 花の里こども園園児

【場所】 花の里こども園(年1回実施)

【問合せ先】 保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155

## 10-4 むし歯のない子表彰

---

年に1回町長からの表彰と記念品をお渡しします。

【対象】3歳児健診時にむし歯がなかった児童

【場所】保健センター(年1回実施)

【問合せ先】保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155

## 10-5 どさんこ子育て特典制度

---

道内の協賛店を利用する際に、カードを提示すると各種サービスが受けられます。  
妊娠された方、子どもがいる方には保健センターからカードを配布します。

【対象】妊婦・小学生以下のお子さんがある世帯

【配布場所】保健センター

【問合せ先】保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53-3155

## 10-6 学校給食費の無償化

---

保護者の経済的負担軽減のため、小・中学校の児童生徒の給食費を全額助成します。

【対象】月形小学校・月形中学校に通う児童・生徒

【問合せ先】教育委員会学務係(総合体育館内)

☎53-3443(教育委員会直通)

## 10-7 月形小学校・月形中学校各種検定受験料補助

---

月形小学校及び月形中学校に通う児童・生徒に対し、漢字検定・英語検定の受験料の一部または全部を助成します。

【対象】月形小学校に通う児童(漢字検定受験料の全額補助)

(英語検定受験料の半額補助)

月形中学校に通う生徒(漢字検定及び英語検定受験料の半額補助)

【問合せ先】教育委員会学務係(総合体育館内)

☎53-3443(教育委員会直通)

## **10-8 月形小学校・月形中学校課外授業交通費補助**

月形小学校・月形中学校が行う課外授業に係る保護者の経済的負担軽減のため、交通費（バス代等）を助成します。

【対象】月形小学校・月形中学校に通う児童・生徒

【問合せ先】教育委員会学務係（総合体育館内）

☎53-3443（教育委員会直通）

## **10-9 月形小学校・月形中学校修学旅行等費用補助**

月形小学校・月形中学校修学旅行等に係る保護者の経済的負担軽減のため、次の修学旅行等費用のうち貸切バス代を助成します。

【対象】月形小学校5・6年生、中学校2・3年生の修学旅行等に対し、貸切バス代を助成

【問合せ先】教育委員会学務係（総合体育館内）

☎53-3443（教育委員会直通）



## 10-10 月形町快適な住まいづくり住宅補助

子育て世帯に対し、住宅の取得に関する経費の補助金（月形町快適な住まいづくり住宅補助）に加え、月形町商工会商品券を交付しています。

【対象世帯】月形町快適な住まいづくり住宅補助要綱において次の補助対象になっている中学生以下のお子さんがある世帯

□ 建設業者の施工により住宅を新築した場合

【交付金額】月形町商工会商品券 中学生以下1人当たり100,000円相当

【問合せ先】農林建設課住宅建築係（役場庁舎1階）

☎53-2322（農林建設課直通）



## 10-11 分譲宅地（北陽団地）の子育て世帯優遇販売

子育て世帯に対して分譲宅地の一部を優遇販売しています。

【対象世帯】申請時において、申請者または配偶者の年齢が50歳以下で、18歳未満の子と同居する世帯

【販売価格】販売価格の2分の1とします（千円未満切り捨て）

面積：399.02～399.99㎡（120.70～120.99坪）

価格：2,773,180～2,779,930円

【分譲条件】①代金納入～土地売買契約締結時に土地代金の10%以上を納入、契約締結後30日以内に残りの土地代金を納入

②住宅建築～宅地購入から3年以内に住宅を建築すること

③転売禁止～宅地購入から5年以内の転売等はできません

【問合せ先】企画振興課企画係（役場庁舎2階）

☎53-2325（企画振興課直通）



# まんまるはーと月形町



**【編集・発行】**

月形町保健福祉課地域福祉係（保健センター内）

〒061-0511 樺戸郡月形町字月形1466番地1

TEL：0126-53-3155

FAX：0126-53-3177

メールアドレス：fukushi@town.tsukigata.hokkaido.jp